

要 望 書

いじめ防止対策推進法の今後のご検討に際して

平成30年11月

平素は、大津市政の推進に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年10月にいじめを受けた大津市立中学校の生徒が自ら命を絶たれるという痛ましい事件が起こり、本市においては、このような痛ましい事件を二度と起こさないよう、全力を挙げていじめの防止に取り組んでまいりました。

しかし、いじめ対策に終わりはありません。本市のいじめ自死事案の遺族との和解の中の裁判所の判断として、「いじめを受けた児童及び生徒の自死が生じうることを予見することができる状況にあったというべきである。」という一文があります。

いじめは死につながる。

私たちは、このことをもう一度心に刻み、亡くなった中学生の無念さやつらさを忘れず、これまでの取り組みを更に進めていかなければなりません。二度と悲しい事件が起きることがないように、真摯な反省の上に、この歩みを止めてはなりません。

国におかれましても、平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法（以下「法」といいます。）により、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定め、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進されているところでございますが、いまだに全国各地でいじめを受けたことにより命を絶つ子どもたちは後を絶たず、多くのいじめに苦しむ子どもたちがいるという現状が存在します。

本年3月には総務省から「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告」が出されました。勧告においては、法のいじめの定義を限定的に解釈しないことについて周知徹底すること、重大事態の発生報告等、法に基づく措置を確実・適切に講ずることについて周知徹底することが挙げられています。

つきましては、法の今後のご検討に際して、平成28年に本市及び本市のいじめ自死事案の遺族から、文部科学大臣あてに要望をさせていただいた事項、さらには今回新たに要望させていただく事項を考慮いただきたく、別紙の項目について要望等（添付資料1）させていただきますので、特段のご配慮をお願い申し上げます。

また、いじめに苦しむ子どもたちを一人でも多く救うため、法の施行状況等を踏まえた改正を早期に実現いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

併せて、平成30年8月に本市から要望させていただいておりますが、いじめを早期に発見し、早期に解消するためには、教員の多忙な状況を解消し、児童・生徒と向き合える時間の確保に向け、教員の増配置が必要です。本市では、市費により、いじめ対策担当教員を専任配置しており、その結果、小中学校での1年間のいじめの認知件数は年々増え、平成22年度は53件であったのが、平成29年度には、いじめの疑いも含め、2,531件と約48倍となり、これまで見逃されてきたいじめが見つかるようになってきております。

つきましては、その講師雇用に係る財政的支援につきましても、格別のご配慮を賜りますとともに、当該教員の専任配置について、今後の教員政策のご検討の参考にしていただけますと幸甚でございます。

平成30年11月20日

文部科学大臣 柴山昌彦様

大津市長 越直美

遺族